

豊田市農業委員会議事録

令和6年12月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年12月度農業委員会総会を豊田市役所西庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

議案第79号 農地法第3条の規定による許可について

議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第81号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第82号 農用地利用集積計画の決定について

報告

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (15名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	7番	杉浦 俊雄
8番	石川 文志	9番	梅村 逸次	10番	水嶋 広
12番	伊藤喜代司	13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代
15番	加知 満	16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博

<欠席委員> (4名)

6番	近藤 和人	11番	水野 省治	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	佐藤 伸宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	大河原美世	担当長	加藤 和紘	主査	田淵 友規

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、6番 近藤和人委員、11番 水野省治委員、18番 林如実委員、19番 杉田雅子委員、以上4名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

16番 伊藤政和委員、17番 倉地雅博委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第79号から第82号までの審議案件4件と、その他の報告案件3件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和6年議案第79号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第79号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

92番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

93番、瑞穂町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

94番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

95番、豊栄町の件。

担当推進委員の中尾委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

96番、亀首町の件。

担当推進委員の林委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

97番、小原大倉町の件。

担当推進委員の永江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 79 号で上程されました 6 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 79 号は承認決定されました。

令和 6 年議案第 80 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和 6 年議案第 80 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

267 番、畝部西町の件、分家住宅です。

第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、268 番、和会町の件、粘土採掘・残土処分場（一時転用）です。

農用地区域農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

中根委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、269 番、西田町の件、分家住宅です。

第 3 種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第 3 種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、270 番、若林東町の件、宅地分譲（地区計画）です。

第 2 種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんでいる区域に近接する地域で、おおむね 10 ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の近藤委員がご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、２７１番、駒場町の件、診療所です。第３種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている幅員４メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね５００メートル以内に２以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第３種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２７２番、舞木町の件、分家住宅です。

第１種農地です。

判断基準は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により事前着手が判明しました。令和６年１１月に住宅建築のための整地まで行っていましたが、工事を止めさせ、始末書を提出させました。

お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２７３番、保見町の件、分家住宅です。

第１種農地です。

判断基準は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：問題はございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２７４番、石野町の件、自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、２７５番、カ石町の件、分家住宅です。

第３種農地です。

判断基準は、おおむね３００メートル以内に支所がある区域にある農地です。

許可基準は、第３種農地に該当し、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見を頂戴しておりますので、報告いたします。

続きまして、２７６番、黒坂町の件、太陽光発電施設です。

第２種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、２７７番、黒坂町の件、太陽光発電施設です。

第２種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、２７８番、黒坂町の件、太陽光発電施設です。

第２種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、２７９番、花沢町の件、農地嵩上げ（一時転用）です。

農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

倉地委員：４件とも特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 80 号で上程されました 13 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 80 号は適当である旨、承認されました。

令和 6 年議案第 81 号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和 6 年議案第 81 号「農業振興地域整備計画の変更について」。

8 ページを御覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項により、農業委員会の意見を求めます。

9 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

44 番、畝部東町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

中川委員：異議ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、45 番、大成町の件、駐車場（工場）です。

ご意見をお願いします。

中根委員：異議はありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、46 番、鴛鴨町の件、駐車場（運送業）です。

ご意見をお願いします。

深津委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、47 番、上丘町の件、流通業務施設です。

続きまして、48 番、前林町の件、分家住宅です。

続きまして、49 番、前林町の件、分家住宅です。

ご意見をお願いします。

杉浦委員：特に異議はありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、50 番、東保見町の件、その他（学校運動場）です。

続きまして、51 番、篠原町の件、その他（進入道路拡充）でございます。

ご意見をお願いします。

水嶋委員：両案件とも問題はございません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、52 番、乙ケ林町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

続きまして、53 番、小原田代町の件は、自己用住宅（都市計画区域外）で

す。

ご意見をお願いします。

加知委員：問題ありません。

農政企画課：ありがとうございます。

続きまして、54番、高野町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

ご意見をお願いします。

倉地委員：特に問題ありません。

議長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第81号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第81号は承認決定されました。

令和6年議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくものは、利用権設定のうち、令和7年1月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。11-1ページ、別紙議案第82号資料①は利用権の総括表になります。次のページ11-2ページ以降の議案第82号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、11-1ページ、別紙議案第82号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和7年1月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回、期間満了となりました利用権の更新は、件数が多いため、少しお時間を取ります。一度ご確認のほうをよろしく願いいたします。

（各員確認中）

事務局：では、今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、1,982筆、262万

3, 458.04平方メートルの利用権を設定するものです。
以上となります。

議 長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第82号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第82号は承認決定されました。
報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：では、議案12ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

135番、上郷町の案件から16ページを御覧ください。

151番、渡刈町の案件までの17件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

83番、東梅坪町の共同住宅の案件から19ページを御覧ください。

93番、本地町の自己用住宅までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案20ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

173番、豊栄町の自己用住宅の案件から26ページを御覧ください。

197番、本地町の駐車場の案件までの25件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議 長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時20分)

議事録署名者
